

定 款

イーグル工業株式会社

(2022 年 6 月 23 日改訂)

イーグル工業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社はイーグル工業株式会社と称する。
英文ではEAGLE INDUSTRY CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 密封装置類及び密封装置関連製品の製造、販売
2. 船用機器製品の製造、販売
3. 各種弁、継手、保温材及び管、動力伝達装置の製造、販売
4. 軸受の製造、販売
5. 液圧・気圧機器及びその部品の製造、販売
6. 炭素、窯業、合金、合成樹脂製品の製造、販売
7. 半導体・受発光素子等オプトエレクトロニクス製品、電子機器・装置及び関連製品の製造、加工、販売
8. 前各号の製品及びそれに関連する製品の設置工事及び付帯工事の請負
9. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事項、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長がこれを招集し、その議長となる。

② 社長に差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人はその代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、これを 10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数及び選任)

第 19 条 当社の取締役は 12 名以内とする。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役の中から会長・社長各 1 名、副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の報酬等)

第 22 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 23 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であつたものを含む。）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役及び顧問)

第 24 条 当会社は、取締役会の決議により、必要に応じ相談役及び顧問各若干名を定めることができる。

(取締役会の権限)

第 25 条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行を決定する。

- ② 取締役会に関する事項は、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、会長がその議長となる。

- ② 会長又は社長に差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より 4 日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 29 条 当会社は、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名の上、これを 10 年間本店に備え置く。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 31 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数及び選任)

第 32 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(常勤監査役)

第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の権限)

第 37 条 監査役会は、法令又は定款に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。

② 監査役会に関する事項は、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役会の招集通知)

第 38 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より 4 日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名の上、これを 10 年間本店に備え置く。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 41 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 46 条 当会社は株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 48 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- ③ 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。